

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

4 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。

⑳ この間、小学部児童、中学部生徒が急増するもとの、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

(回答)

○ 教職員の配置につきましては、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っております。

○ 今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 7 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
- ① 医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
 - ② 府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。

(回答)

- 府立支援学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍するすべての学校に、看護師を配置しています。
- なお、令和2年度からは、国の補助事業を活用して通学支援に係る校内体制対応看護師を、必要な学校へ配置しています。
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（令和3年8月23日）により、同規則に、学校において医療的ケアを実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておりません。引き続き、制度改正について、国へ要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 7 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
- ④ 医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。

(回答)

- 医療的ケア通学支援事業については、これまでも保護者アンケートなどを通じて、利用者のニーズ等を把握し、本事業に実績のある関係事業者一覧を府のホームページに掲載し、事業者確保に向けたサポートを行うなど、様々な工夫や改善に取り組んできたところです。
- 令和6年12月に保護者向けのアンケートを実施しており、引き続き、関係者の意見等を参考としながら、さらに利用しやすい制度となるよう、取り組んでまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」(2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉)という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。

- ① 中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校の「早期教育」及び寄宿舎教育を継続・発展させてください。

(回答)

- 幼稚園への入園資格は、学校教育法第 26 条に「幼稚園に入園することができる者は、満 3 歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定されています。聴覚支援学校、視覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難ですので、ご理解願います。
- 幼稚部入学前の聴覚や視覚に障がいのある乳幼児の支援として、教育相談というかたちで、各校において早期教育相談を実施しており、これについては、聴覚障がい教育、視覚障がい教育のセンター的役割として、各校が地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応しているところです。
- 中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況等を踏まえて検討しているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」(2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉)という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。
- ② 中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

(回答)

- 府立学校の老朽化対策については、令和2年3月に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針」に基づき、令和3年3月に事業実施計画を策定したところです。
- 中央聴覚支援学校につきましても、この方針に基づき、改修に順次着手します。
- また、寄宿舎の改修・増築については、今後も、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて検討していく予定です。

(回答部局室課名)

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 9 府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス（ショートステイの送迎等）の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。

(回答)

- 府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。
- 今後とも、各学校の施設規模や児童生徒数等を考慮しながら、よりよい通学環境となるよう、検討していきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

15. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」（平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課）の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

① 大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科”事業合同説明会」（大阪府・大阪府教育委員会後援）の情報(チラシ)がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。

（回答）

- 大阪府における学校卒業後の学びの場の公表について、進路指導関係機関連絡会や支援学校校長会において、周知しているところです。
- 更に今年度は、福祉サービスの活用を検討される保護者や生徒等を知っていただくため、支援学校のみならず、府立学校の教職員へ周知を行いました。
- また、毎年度初めに、支援学校知的校に高等部3年生の在籍数程度、学びの場の公表についてのチラシを配付しております。
- 引き続き、卒業後の学びの場の情報提供を行うとともに、学校に対しても、在籍中における卒業後を見据えた進路指導の一助となるよう、進路指導関係機関連絡会や府立支援学校校長会でのチラシ配付等、情報共有を継続しておこなってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（傍線部）
 教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

16 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ① 2022年4月27日、文科省が発出した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の影響により、障害児教育を受ける権利が保障されない事態が懸念されます。通知について、府教委としての見解を明らかにしてください。

(回答)

- 本通知は、国が都道府県や市町村に対して、子どもの障がいの状況に応じた「学びの場」の判断や学習内容等について、適切な対応を求めたものであると認識しています。
- 府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要であると考えています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

16 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ② 「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。

(回答)

- 本通知は、文部科学省が支援学級で学ぶ時間の目安を示したものであり、個々の障がいの状況や心身の発達により、支援学級在籍児童生徒の特別の教育課程は様々であること等から、支援学級で学ぶ時間は一律に定められるものではありません。
- 府教育庁としましては、支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか、個々の障がいの状況に応じた「自立活動の指導」となっているかが重要であると認識しており、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

16 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ③ 学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。万が一、そうした事態が起こった際には、市町村向けに通知を発出した府教委の責任で事態の収拾にあたってください。

(回答)

- 学びの場の決定や変更にあたっては、本人・保護者と十分に話し合い、合意形成を丁寧に行いながら、障がいの状況や心身の発達に応じた学びの場を判断するよう市町村教育委員会に指導助言しています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

16 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ④ 今回の通知を受け、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。

(回答)

- 府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。
- 市町村教育委員会に対しては、子ども一人ひとりの障がいの状況等を丁寧に把握するとともに、本人及び保護者の意向も確認しながら、子どもにとっての適切な学びの場を提供するよう伝えています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

16 小・中学校で学ぶ子どもの、障害児教育を求める声の高まりと、障害の重複化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

- ⑤ 支援学級・通常学級などの学びの場が変更された際に、教職員配置の大幅な減少が起こらないようにしてください。

(回答)

- 支援学級の設置については、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、行われています。
- 府教育庁としましては、児童生徒の障がいの重複化、多様化を踏まえ、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めるとともに、国に対して同じ障がい種別8人までを1学級とする支援学級の編制基準の見直しについて、引き続き要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

- ① 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

(回答)

- 府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の適切な設置に努めてきたところです。今年度は、障がい種別による学級設置をより一層すすめ、政令市を除き、小学校（義務教育学校前期課程を含む）で3357学級、中学校（義務教育学校後期課程）で1256学級、合計4613学級の設置を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

② 支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

(回答)

○ 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。

○ 府教育庁としましては、国に対して、同じ障がい種別8人までを1学級とする支援学級の編制基準の見直しを要望しているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

- ③ 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

(回答)

- 支援学級の設置につきましては、学校教育法第 81 条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

- ④ 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

(回答)

- 教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところで
- 今後とも、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置につとめてまいります。
- 市町村の独自措置として行われている介助員制度等に見合った教員増は制度上困難ですが、障がいの重度化・多様化を踏まえ、引き続き障がい種別による学級設置を促進し、国に対しても人的措置等の条件整備について要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

- ⑤ 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

(回答)

- 支援学級の設置につきましては、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

19 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

- ① 支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。

(回答)

- 府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、政令市を除き、今年度は4613学級の設置を行ったところです。通級による指導担当教員については、政令市を除き、昨年度に比べ218名増員し、今年度は小・中・義務教育学校合わせて904名を配置しています。
- 支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実につきましては、今後とも市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用及び指導方法の工夫改善等を図るとともに、条件整備に向け、市町村への財政的支援が一層充実されるよう、国に対して引き続き要望していきます。
- 担当教員の専門性については、大阪府教育センターによる研修の他、支援学校のセンター的機能を活用した地域支援整備事業によるリーディングスタッフによる指導支援や各市町村におけるリーディングチームの巡回等により、その向上を図っています。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ① 小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

(回答)

- 支援学級はもとより、LD、ADHD等のある児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で行うための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫改善、さらに学校外からの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。
- 平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。
- 今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ① 小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

(回答)

○ 国は、義務教育標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を段階的に35人に引き下げました。大阪府としては、中学校については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続します。

○ 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。
その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。

○ また、毎年度教職員を対象とした障がい理解に係る研修会を実施しております。

(回答部局室課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ② 通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置を進めるとともに、利用する子どもが少数の場合でも通級指導教室設置を行うようにしてください。

(回答)

- LD、ADHD 等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級指導担当教員の増員に努めてきました。
- 令和6年度は、政令市を除く小・中・義務教育学校合わせて904名の通級指導担当教員を配置し、また、府立聴覚支援学校の3校に通級指導教室を開設しています。
- 通級による指導を必要とする児童生徒が適切に指導を受けることができるよう、市町村教育委員会と連携し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じた担当教員数の配当に努めるとともに、今後とも、国の動向を見極めながら、通級による指導の充実に向けて努力していきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ③ 特別支援教育コーディネーターを専任配置し、保護者の教育相談や療育等との連携をさらに充実できるようにしてください。

(回答)

- 全ての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられています。
- 府教育庁としましては、支援教育コーディネーターが定数措置されるよう国に対して要望しているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ④ チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

(回答)

- 学力や学習状況に関する調査については、その結果から、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握・分析し、その成果と課題に即した取組みを進めることで、確かな学力の育成に努めるよう指導しています。
- また、実施要領では、特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童・生徒のうち、「下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒」や「知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」は、テストの対象としないことを原則としていますが、障がいの状況に応じた配慮について、個別のニーズを聞きながら可能な限り対応をお願いするとともに、テストを受けるかどうかについても、児童・生徒・保護者の考えを尊重するように、市町村教育委員会に周知しています。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ⑥ 全ての教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。

(回答)

○ 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。

○ また、毎年度障がい理解教育研修会を実施し、研究成果の普及に努めています。

○ 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。

その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。また、毎年度障がい理解教育研修会を実施し、研究成果の普及に努めています。

○ 府教育庁では、通常の学級に在籍する発達障がい等の可能性のある児童生徒に対する障がいの特性に応じた特別の指導、支援の充実を図るため、通級による指導の充実に努めています。今年度は、政令市を除き、昨年度に比べ、担当教員を218名増員し、小・中・義務教育学校合わせて904名配置しています。

(回答部局室課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課 (傍線部について回答)

教育庁 教育振興室 支援教育課 (波線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

21 子どもの安全が十分に保障されないまま準備が進められている、「2025 大阪・関西万博への学校単位での招待事業」を中止してください。

(回答)

- 「2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」は、次世代を担う大阪の子どもたちに、大阪・関西万博において、最先端の技術やサービス等に触れる体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施するものです。
- また、安全な輸送等を行うため、大阪府議会令和6年9月定例会に補正予算案を提出し、議決されたところです。
- 引き続き、子ども達の安全・安心な来場に向けた調整を各所と進めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育総務企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

22 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。

- ③ 教員との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等）、情報共有等の対応に学校によってばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。
- ④ 不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として「個別サポート加算Ⅲ」が創設されました。大阪府として不登校児の支援の連携をどのように進めようと考えておられるか聞かせてください。

(回答)

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。
- 各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。
- また、個別サポート加算（Ⅲ）は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障がい児を受け入れ、支援を行っている実態があることに鑑み、学校との日常的な情報共有や、障がい児の家族に対する相談援助を丁寧に行う等、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うこととされたものです。
- 府立高校においては、不登校生徒について、多岐にわたる不登校の原因・背景や、一人ひとりの状況を適切にアセスメントし、個々に応じたグラデーションのある学びを提供するよう努めています。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携・協働した「チーム学校」による支援体制を充実させてまいります。
- 府立支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じ、登校にどのような不安や悩みを抱えているのか丁寧に聞きとり等を行い、個別に対応しております。

- 加えて、府教育庁では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に雇用できるよう、政令市・中核市を除く各市町村に補助を行っています。各校においては、スクールソーシャルワーカー等の専門家と協働しながら支援方針を検討し、子ども一人ひとりに合った支援につなげることができるよう進めているところです。
- 引き続き、保護者及び関係機関等と連携を図り、適切に対応してまいります。

(回答部局室課名)

22③

教育庁 教育振興室 高校改革課、高等学校課、支援教育課
教育庁 市町村教育室 小中学校課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

22④

教育庁 教育振興室 高等学校課、支援教育課
教育庁 市町村教育室 小中学校課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

46 「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が示す、「聴覚障害児童等の在籍校の教師等を対象とした手話講座の開催状況を明らかにするとともに、大阪府手話チャンネルの更新計画について明らかにしてください。

(回答)

○ 福祉部局と連携し、開催している「難聴学級等教職員向けの講座」(年2回開催)について、市町村教育委員会を通じて、市町村立の小・中・義務教育学校に案内しております。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

46. 「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が示す、「聴覚障害児童等の在籍校の教師等を対象とした手話講座の開催状況を明らかにするとともに、大阪府手話チャンネルの更新計画について明らかにしてください。

（回答）

- 本府では、大阪府手話言語条例第4条に基づき、府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理業務として、聴覚支援学校及び難聴学級の教員向け手話講座を実施しています。
- 引き続き、指定管理者の一員である公益社団法人大阪聴力障害者協会とも連携しながら、事業推進に取り組んでまいります。
- また、大阪府手話チャンネルについては、より有効な予算の活用手法を踏まえ、検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。